

## 新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置の追加適用に伴う対応について

令和4年1月19日に政府は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1都12県に対し「まん延防止等重点措置」を1月21日から追加適用することとしました。当センターにおいては令和2年4月13日以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多岐にわたり対応してまいりましたが、引き続き、新型コロナウイルス感染症予防のため、次のとおり対応する。

### 1 対応期間 令和4年1月21日から2月13日まで

### 2 基本方針

令和2年3月に策定した「**新型コロナウイルス感染のまん延防止に係る取り組み方針**」に基づき、3密(密閉、密集、密接)の回避を図るため次の対応を行うこととする。また、新型コロナウイルス感染症に職員等が感染した場合の対応については別に定める。

### 3 会員・職員へ要請

- ア 就業する場合は、検温、マスクの着用、就業前後の手洗い、うがい、消毒など自己管理を徹底する。
- イ 発熱、倦怠感などの体調不良が生じた場合は、事務局、発注先(派遣先)へ連絡し、休業する。
- ウ 私生活においても、3密を避け、マスクの着用などこれまでと同様、慎重に行動することとする。
- エ 風邪の症状や発熱が続く場合や強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、まずはかかりつけ医、または茅ヶ崎市保健所コロナ受診相談センター(電話番号:0467-55-5395)、あるいは神奈川県感染症専用ダイヤル(電話番号:0570-056774)に電話相談の上、事務局にも連絡する。また、同居の家族が同様の症状となった場合または濃厚接触者となった場合も同様の対応とする。

### 4 職員への対応

- (1)職員(事務局に勤務する常勤職員)は、勤務に当たって検温、マスクの着用、手指消毒等を徹底し、事務室等諸室の換気を十分確保する。
- (2)生涯現役応援窓口は、相談に当たってマスクの着用等を徹底し、アクリル板を使用する等感染防止に努める。
- (3)指定管理施設(市営駐輪場等)については、状況に応じて市と協議し、供用時間、人員体制等を調整する。

### 5 請負・委任業務(植木、除草、家事援助及び放置自転車監視業務等、シルバー人材センターが委託等を受けている業務)及び派遣業務(企業等へ派遣している業務)への対応について

- (1)就業について、2の基本方針を踏まえ、必要に応じ就業の状況等について発注先(派遣先)に確認する。
- (2)上記(1)の状況を踏まえ、会員と調整する。
- (3)会員の安全確保のため就業にあたっての感染症予防対策の環境整備を必要に応じお願いする。
- (4)会員への要請

就業における自身の安全確保のため就業を自粛する場合は、事務局へ連絡する。事務局は発注先(派遣先)と協議し、その結果を会員へ回答する。

### 6 シルバー人材センターの委託業務(生きがい会館清掃等)について

当センターは会員に委託している業務については、引き続き3密を回避するよう努める。

令和4年1月20日

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

理事長 田中 敏博